

参 考

令和4年度 監査結果一覧表

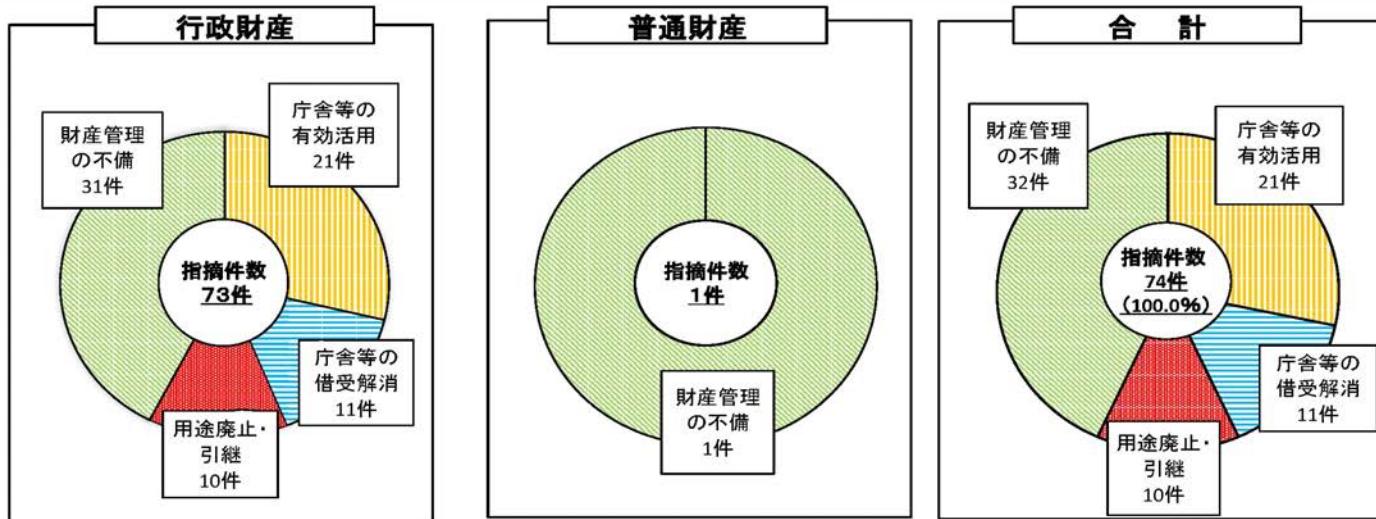
【行政財産】 一定の地域又は官署を特定した庁舎等の指摘(73件)

【普通財産】 各省各庁所管普通財産等の指摘(1件)

※ 一覧表「指摘類型」欄の凡例

指 摘 内 容	指 摘 類 型	
庁舎等の有効活用	a	庁舎等に余剰が生じているため、有効活用を求めたもの。
庁舎等の借受解消	b	余剰が生じている庁舎への移転等により、借受解消を求めたもの。
用途廃止・引継	c	庁舎等が非効率な使用等のため、一部又は全部の用途廃止・引継ぎを求めたもの。
財産管理の不備	d1	国有財産台帳の記載不備等のため、訂正を求めたもの。
	d2	使用承認の手續未済等のため、是正を求めたもの。

令和4年度監査結果(指摘内容別)



指摘内容	行政財産		普通財産		合計	
	件数(件)		件数(件)		件数(件)	割合(%)
庁舎等の有効活用	21	[49]	0	[0]	21	[49]
庁舎等の借受解消	11	[9]	0	[0]	11	[9]
用途廃止・引継	10	[21]	0	[11]	10	[32]
財産管理の不備	31	[49]	1	[0]	32	[49]
合計	73	[128]	1	[11]	74	[139]
					100.0	[100.0]

(注) 各欄の[]書きは、令和3年度監査結果の件数及び割合である。

1. 一定の地域又は官署を特定した庁舎等の指摘

番号	指摘類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘の主な概要
1	a	法務省	東京法務局	一般	—	八王子地方合同庁舎	東京都八王子市明神町4-12-3ほか	八王子地方合同庁舎は、余剰(約210m ²)が生じていることから、入居官署間の使用面積の調整等により、非効率使用の改善を図る必要がある。
2	a	財務省	金沢国税局	一般	—	金沢駅西合同庁舎	石川県金沢市西念3-401	金沢駅西合同庁舎は、余剰(約560m ²)が生じていることから、借受庁舎に入居している官署を移転受入れし、非効率使用の改善を図る必要がある。
3	a	財務省	熊本国税局	一般	—	延岡合同庁舎	宮崎県延岡市大貫町1-2915外	延岡合同庁舎は、余剰(約260m ²)が生じていることから、入居官署において不足している書庫等として活用し、非効率使用の改善を図る必要がある。
4	a	国土交通省	関東地方整備局	一般	—	相武国道事務所	東京都八王子市大和田町4-3-13	相武国道事務所は、余剰(約690m ²)が生じていることから、借受庁舎に入居している自衛隊東京地方協力本部八王子地域事務所を移転受入れし、非効率使用の改善を図る必要がある。
5	a	法務省	福井地方法務局	一般	—	敦賀地方合同庁舎	福井県敦賀市松栄町286	敦賀地方合同庁舎は、余剰(約40m ²)が生じていることから、入居官署において不足している事務室等として有効活用を図る必要がある。
6	a	法務省	山口地方法務局	一般	—	柳井法務合同庁舎	山口県柳井市東土手2564番107	柳井法務合同庁舎は、余剰(約80m ²)が生じていることから、借受庁舎に入居している自衛隊山口地方協力本部柳井地域事務所を移転受入れし、有効活用を図る必要がある。
7	a	法務省	熊本地方法務局	一般	—	熊本地方法務局分室	熊本県熊本市南区江越1-51-1	熊本地方法務局分室は、余剰(約120m ²)が生じていることから、不足が見込まれる書庫等として有効活用を図る必要がある。
8	a	法務省	福岡法務局	一般	—	八女支局	福岡県八女市稻富字蔵ノ町127	八女支局は、余剰(約20m ²)が生じていることから、近隣に所在し職員非常駐となっている八女支部・八女区検察庁を移転受入れし、有効活用を図る必要がある。
9	a	法務省	佐賀地方法務局	一般	—	鳥栖法務総合庁舎	佐賀県鳥栖市秋葉町三丁目26番1	鳥栖法務総合庁舎は、余剰(約40m ²)が生じていることから、入居官署において不足している会議室等として有効活用を図る必要がある。
10	a	財務省	仙台国税局	一般	—	宮古合同庁舎	岩手県宮古市小山田1-1-19	宮古合同庁舎は、余剰(約60m ²)が生じていることから、借受庁舎に入居している自衛隊岩手地方協力本部宮古地域事務所を移転受入れし、有効活用を図る必要がある。
11	a	財務省	門司税關	一般	—	細島港湾合同庁舎	宮崎県日向市大字日知屋字堀川16847番5	細島港湾合同庁舎は、余剰(約50m ²)が生じていることから、入居官署において不足している保管庫等として有効活用を図る必要がある。
12	a	厚生労働省	秋田労働局	労働保険	雇用	秋田公共職業安定所男鹿出張所	秋田県男鹿市船川港船川字新浜町1-3	秋田公共職業安定所男鹿出張所は、余剰(約50m ²)が生じていることから、不足している書庫等として有効活用を図る必要がある。
13	a	農林水産省	近畿中国森林管理局	一般	—	島根森林管理署木次森林事務所庁舎	島根県雲南市木次町新市66番	島根森林管理署木次森林事務所庁舎は、余剰(約20m ²)が生じていることから、島根森林管理署において不足している倉庫として有効活用を図る必要がある。
14	a	国土交通省	中国地方整備局	一般	—	広島維持出張所	広島県安芸郡海田町南つくも町1706-2	広島維持出張所は、余剰(約70m ²)が生じていることから、不足が見込まれる文書保管場所等として有効活用を図る必要がある。
15	a	国土交通省	四国地方整備局	一般	—	松山河川国道事務所庁舎	愛媛県松山市土居田町797-2	松山河川国道事務所庁舎は、余剰(約140m ²)が生じていることから、借受庁舎に入居している松山河川国道事務所松山監督官詰所を移転受入れし、有効活用を図る必要がある。
16	a	財務省	熊本国税局	一般	—	宇佐合同庁舎	大分県宇佐市大字上田字天神1055-1	宇佐合同庁舎は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰(約210m ²)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
17	a	厚生労働省	島根労働局	一般	—	川本地方合同庁舎	島根県邑智郡川本町川本301-2	川本地方合同庁舎は、現時点では周辺に移転入居できる官署等はないが、余剰(約760m ²)が生じていることから、非効率使用の改善に向けた取組を行う必要がある。
18	a	財務省	北海道財務局	一般	—	釧路地方合同庁舎	北海道釧路市幸町10丁目3番外	釧路地方合同庁舎は、余剰(約560m ²)が生じていることから、津波発生時の庁舎機能発揮に必要不可欠な電気機械設備を上階へ移設等し、非効率使用の改善を図る必要がある。
19	a	国土交通省	第一管区海上保安本部	一般	—	釧路港湾合同庁舎	北海道釧路市南浜町5番地9	釧路港湾合同庁舎は、余剰(約640m ²)が生じていることから、津波発生時の庁舎機能発揮に必要不可欠な電気機械設備を上階へ移設等し、非効率使用の改善を図る必要がある。

1. 一定の地域又は官署を特定した庁舎等の指摘

番号	指摘類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘の主な概要
20	a	法務省	東京地方検察庁	一般	一	九段合同庁舎	東京都千代田区九段南1-13-3	九段合同庁舎は、余剰(約630m ²)が生じていることから、有効活用を検討する必要がある。
21	a	法務省	東京法務局	一般	一	九段第2合同庁舎	東京都千代田区九段南1-13-6	九段第二合同庁舎は、庁舎全体では狭隘な状況であるものの、入居官署の一部に余剰(約260m ²)が生じていることから、有効活用を検討する必要がある。
22	b	法務省	秋田地方検察庁	一般	一	男鹿区検察庁	秋田県男鹿市船川港船川字泉台66-1	借受庁舎である男鹿区検察庁は、秋田地方検察庁が入居する秋田地方法務合同庁舎へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
23	b	厚生労働省	岩手労働局	一般 労働保険	一 雇用	盛岡公共職業安定所	岩手県盛岡市紺屋町34	盛岡公共職業安定所は、借受庁舎に余剰(約200m ²)が生じていること及び借受駐車場(80台)が非効率な使用となっていることから、一部借受解消を図る必要がある。
24	b	厚生労働省	関東信越厚生局	年金	業務	関東信越厚生局東京年金審査分室	東京都新宿区西新宿六丁目14番1号 新宿グリーンタワービル	借受庁舎である関東信越厚生局東京年金審査分室は、余剰(約180m ²)が生じていることから、一部借受解消等を図る必要がある。
25	b	防衛省	東北防衛局	一般	一	自衛隊岩手地方協力本部宮古地域事務所	岩手県宮古市宮町2-2-29	借受庁舎である自衛隊岩手地方協力本部宮古地域事務所は、余剰(約60m ²)が生じている宮古合同庁舎へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
26	b	防衛省	北関東防衛局	一般	一	自衛隊東京地方協力本部八王子地域事務所	東京都八王子市東町12-2外	借受庁舎である自衛隊東京地方協力本部八王子地域事務所は、余剰(約690m ²)が生じている相武国道事務所へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
27	b	防衛省	中国四国防衛局	一般	一	自衛隊山口地方協力本部柳井地域事務所	山口県柳井市南町3-8-4	借受庁舎である自衛隊山口地方協力本部柳井地域事務所は、余剰(約80m ²)が生じている柳井法務合同庁舎へ移転入居し、借受解消を図る必要がある。
28	b	厚生労働省	岡山労働局	労働保険	雇用	和気公共職業安定所	岡山県和気郡和気町和気字山崎481-10	和気公共職業安定所は、借受駐車場(45台)が非効率な使用となっていることから、一部借受解消を図る必要がある。
29	b	厚生労働省	山口労働局	労働保険	雇用	柳井公共職業安定所	山口県柳井市南町2丁目75番18	柳井公共職業安定所は、借受駐車場(15台)が非効率な使用となっていることから、一部借受解消を図る必要がある。
30	b	厚生労働省	山口労働局	一般	一	徳山公共職業安定所	山口県周南市大字徳山字東卯ノ手7510-8	徳山公共職業安定所は、借受駐車場(19台)が非効率な使用となっていることから、一部借受解消等を図る必要がある。
31	b	厚生労働省	宮崎労働局	労働保険	雇用	日向公共職業安定所	宮崎県日向市北町2丁目11番	日向公共職業安定所は、借受駐車場(54台)が非効率な使用となっていることから、一部借受解消を図る必要がある。
32	b	農林水産省	九州森林管理局	一般	一	宮崎北部森林管理署庁舎	宮崎県日向市大字日知屋字新開17371番1	宮崎北部森林管理署庁舎は、借受している敷地の一部が不要であることから、一部借受解消を図る必要がある。
33	c	厚生労働省	国立感染症研究所	一般	一	厚生労働省戸山研究庁舎	東京都新宿区戸山1-23-1	厚生労働省戸山研究庁舎は、敷地の一部が使用されていないことから、一部用途廃止する必要がある。
34	c	農林水産省	東北森林管理局	一般	一	蔵王森林事務所(仙台森林管理署)	宮城県刈田郡蔵王町遠刈田温泉字遠刈田北山26-32	蔵王森林事務所(仙台森林管理署)は、森林官非配置で無人事務所であり、財務省への引継ぎ対象財産となっているが、引継ぎに向けた手続きが取られていないことから、速やかに引継ぐ必要がある。
35	c	農林水産省	東北森林管理局	一般	一	宮古森林事務所(三陸北部森林管理署)	岩手県宮古市藤原三丁目20-8	宮古森林事務所(三陸北部森林管理署)は、現在使用されていないことから、用途廃止する必要がある。
36	c	農林水産省	東北森林管理局	一般	一	向町森林事務所(最上支署)	山形県最上郡最上町大字志茂266-7外	向町森林事務所(最上支署)は、敷地の一部が使用されていないことから、一部用途廃止する必要がある。
37	c	農林水産省	近畿農政局	一般	一	旧和歌山地域センター田辺支所庁舎	和歌山県田辺市学園481-2	旧和歌山地域センター田辺支所庁舎は、現在使用されていないことから、用途廃止する必要がある。
38	c	国土交通省	沖縄総合事務局	一般	一	一般国道329号	沖縄県国頭郡宜野座村字漢那平松原751-1のうち	一般国道329号の一部は、現在使用されていないことから、用途廃止する必要がある。

1. 一定の地域又は官署を特定した庁舎等の指摘

番号	指摘類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘の主な概要
39	c	国土交通省	沖縄総合事務局	一般	—	一般国道331号	沖縄県糸満市字糸満南組2430-3	一般国道331号の一部は、非効率な使用状況となっていることから、全部又は一部を用途廃止する必要がある。
40	c	最高裁判所	宇都宮地方裁判所	一般	—	宇都宮地方裁判所栃木支部栃木簡易裁判所庁舎	栃木県栃木市旭町16-31	宇都宮地方裁判所栃木支部栃木簡易裁判所庁舎は、敷地の一部が使用されていないことから、一部用途廃止する必要がある。
41	c	法務省	福岡地方検察庁	一般	—	八女支部・八女区検察庁	福岡県八女市本町字本丸南541-1	八女支部・八女区検察庁は、職員非常駐の庁舎で非効率な使用となっていることから、近隣に所在し余剰(約20m ²)が生じている(福岡法務局)八女支局へ移転入居し、用途廃止する必要がある。
42	c	国土交通省 農林水産省	釧路開発建設部	一般・自動車 一般	—・空港整備 —	釧路港湾事務所(西港)	北海道釧路市西港1丁目101番1	釧路港湾事務所(西港)は、津波発生時に防災拠点機能に支障が生じるおそれがあることから、近隣に所在し余剰(約560m ²)が生じている釧路地方合同庁舎へ移転入居し、一部用途廃止する必要がある。
43	d1	農林水産省	近畿農政局	一般	—	十津川・紀の川地区(南近畿土地改良調査管理事務所)	奈良県吉野郡大淀町下渕388-1	十津川・紀の川地区(南近畿調査管理事務所と一体的に使用される公共用財産)は、国の事務事業の用に供されている同所の建物(一部)等が公共用財産として管理されていることから、公用財産へ種別替する必要がある。
44	d1	国土交通省	九州地方整備局	一般	—	国道57号線(熊本維持出張所に隣接する道路)	熊本県熊本市南区近見7丁目1720番1	国道57号(熊本維持出張所に隣接する道路)は、国の事務事業の用に供されている敷地が公共用財産(国道敷地)として管理されていることから、公用財産へ所属替する必要がある。
45	d1	国土交通省	九州地方整備局	一般	—	一級河川大分川(大分出張所に隣接する河川管理施設)	大分県大分市岩田町一丁目1661番137のうち	一級河川大分川(大分出張所に隣接する河川管理施設)は、国の事務事業の用に供されている建物及びその敷地が公共用財産(河川管理施設)として管理されていることから、公用財産へ所属替する必要がある。
46	d1	法務省	宇都宮地方法務局	一般	—	栃木支局	栃木県栃木市片柳町1-1004-22	栃木支局は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
47	d1	厚生労働省	三重労働局	一般	—	津第二地方合同庁舎	三重県津市島崎町327番2	津第二地方合同庁舎は、土地の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
48	d1	厚生労働省	島根労働局	労働保険	雇用	松江公共職業安定所安来出張所庁舎	島根県安来市安来町903-1	松江公共職業安定所安来出張所庁舎は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
49	d1	厚生労働省	高知労働局	労働保険	雇用	高知公共職業安定所	高知県高知市大津字大潮田二ノ折乙2536番6	高知公共職業安定所は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
50	d1	農林水産省	近畿農政局	一般	—	南近畿調査管理事務所	奈良県吉野郡大淀町下渕388-1	南近畿調査管理事務所は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
51	d1	国土交通省	関東地方整備局	一般	—	藤岡出張所	栃木県栃木市藤岡町藤岡	藤岡出張所は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
52	d1	国土交通省	中部地方整備局	一般	—	知立資料倉庫	愛知県知立市上重原町腰前179	知立資料倉庫は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
53	d1	国土交通省	中国地方整備局	一般	—	川本出張所	島根県邑智郡川本町大字因原24	川本出張所は、土地及び建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
54	d1	国土交通省	第六管区海上保安本部	一般	—	徳山海上保安部庁舎	山口県周南市那智町2225-8	徳山海上保安部庁舎は、土地の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
55	d1	国土交通省	九州地方整備局	一般	—	大分河川国道事務所(治水)	大分県大分市西大道一丁目72番1外12筆	大分河川国道事務所(治水)は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
56	d1	国土交通省	九州地方整備局	一般	—	大分河川国道事務所(道路)	大分県大分市西大道一丁目72番1外12筆	大分河川国道事務所(道路)は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
57	d1	国土交通省	九州地方整備局	一般	—	大分出張所(治水)	大分県大分市岩田町一丁目1661番137	大分出張所(治水)は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。

1. 一定の地域又は官署を特定した庁舎等の指摘

番号	指摘類型	省庁名	部局名	会計名	勘定名	口座名等	所在地	指摘の主な概要
58	d1	国土交通省	九州地方整備局	一般	—	大野川出張所(その1)(治水)	大分県大分市大字志村字川平218番2外2筆	大野川出張所(その1)(治水)は、建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
59	d1	国土交通省	九州地方整備局	一般	—	大分維持出張所(道路)	大分県大分市古国府六丁目1191番外7筆	大分維持出張所(道路)は、土地及び建物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
60	d1	国土交通省	第十管区海上保安本部	一般	—	鹿児島第二地方合同庁舎	鹿児島県鹿児島市東郡元町4-1	鹿児島第二地方合同庁舎は、工作物の国有財産台帳の登録に誤りがあることから、国有財産台帳に反映する必要がある。
61	d1	厚生労働省	年金局	年金	健康	東京社会保険事務局(土地)	東京都新宿区大久保2-37-1	東京社会保険事務局(土地)は、国有地の範囲が一部特定できないことから、必要な措置を講じる必要がある。
62	d2	法務省	高知地方検察庁	一般	—	高知法務総合庁舎	高知県高知市丸ノ内1-4-1	高知法務総合庁舎は、庁舎内車庫等を共用部分に区分しているものの、高知地方検察庁のみが使用し、他の入居官署が立ち入りできないことから、同庁の専用部分として使用承認を行う必要がある。
63	d2	財務省	関東信越国税局	一般	—	栃木地方合同庁舎	栃木県栃木市河合町1314-1	栃木地方合同庁舎は、庁舎の一部を使用承認の手続きを行わないまま入居官署に使用させていることから、使用承認を行う必要がある。
64	d2	厚生労働省	栃木労働局	労働保険	労災	栃木労働基準監督署庁舎	栃木県栃木市沼和田町字鹿島前431-5	栃木労働基準監督署庁舎は、敷地の一部を国以外の者に使用させていることから、使用許可手続きを行う必要がある。
65	d2	農林水産省	東北森林管理局	一般	—	川崎森林事務所(仙台森林管理署)	宮城県柴田郡川崎町大字前川字荒町37	川崎森林事務所(仙台森林管理署)は、敷地の一部を国以外の者に使用させていることから、使用許可手続きを行う必要がある。
66	d2	国土交通省	関東地方整備局	一般	—	久慈川上流出張所	茨城県常陸大宮市南町1104-2	久慈川上流出張所は、借地上の建物が未登記であることから、所要の手続きを行う必要がある。
67	d2	財務省	東京国税局	一般	—	神田税務署	東京都千代田区神田錦町3-3-3	神田税務署は、庁舎の一部を使用許可の範囲を超えて国以外の者に使用させていることから、使用許可の変更手続きを行う必要がある。
68	d2	厚生労働省	宮城労働局	労働保険	労災	石巻労働基準監督署気仙沼臨時窓口	宮城県気仙沼市古町1-182-32外	石巻労働基準監督署気仙沼臨時窓口は、建物に係る賃貸借契約の内容と現況が相違していることから、一致させる必要がある。
69	d2	厚生労働省	宮城労働局	労働保険	雇用	気仙沼公共職業安定所	宮城県気仙沼市古町1-182-32外	気仙沼公共職業安定所は、建物に係る賃貸借契約の内容と現況が相違していることから、一致させる必要がある。
70	d2	厚生労働省	茨城労働局	労働保険	雇用	常陸大宮公共職業安定所	茨城県常陸大宮市野中町3083-1	常陸大宮公共職業安定所は、借受駐車場の周知等適切な利用のための取組が不十分であることから、駐車台数の精査も含め、必要な措置を講じる必要がある。
71	d2	厚生労働省	高知労働局	労働保険	労災	高知労働総合庁舎	高知県高知市南金田1番39号	高知労働総合庁舎は、借受駐車場の借受面積に貸主所有の商用看板敷地が含まれていることから、借地の範囲を明確にした上で賃貸借契約を変更する必要がある。
72	d2	農林水産省	東北森林管理局	一般	—	男鹿森林事務所(米代西部森林管理署)	秋田県男鹿市北浦北浦字五輪野156-8	男鹿森林事務所(米代西部森林管理署)は、借受土地の賃貸借契約の数量が誤っていることから、正しい内容に変更する必要がある。
73	d2	農林水産省	関東森林管理局	一般	—	高尾森林センター	東京都八王子市高尾町2438-1	高尾森林センターは、借受土地の範囲が特定できないことから、必要な措置を講じる必要がある。

2. 各省各庁所管普通財産等の指摘

番号	指摘 類型	省 庁 名	部 局 名	会計名	勘定名	口 座 名 等	所 在 地	指 摘 の 主 な 概 要
1	d2	農林水産省	関東森林管理局	一般	一	みなかみ町	群馬県利根郡みなかみ町藤原字湯ノ小屋6160番13	(利根沼田森林管理署)みなかみ町は、敷地の一部を国以外の者に使用させていることから、有償貸付手続きを行う必要がある。